

教育委員会会議 定例会

令和4年6月22日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 17 号 山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について

第 18 号 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第 19 号 指定管理者選定委員会委員の選定について（県立青少年センター）

2 報告事項

（ 3 ） 令和4年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

（ 5 ） 第1回少人数教育推進検討委員会について

議案第 17 号

山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）により、山梨県教員育成協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

教育公務員特例法に基づき設置した山梨県教員育成協議会の委員を委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年11月28日に教育公務員特例法（以下「教特法」）の一部が改正され、平成29年4月1日に施行された。 ○ 改正の趣旨は大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築すること。 ○ 具体的には、教員がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定し、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議を行う。 ○ 平成29年5月、教特法の規定に基づき、県教育委員会と大学等が連携して教員育成に関する協議を行うため、山梨県教員育成協議会を設置した。 ○ 今回は、本協議会の令和4年度の委員の委嘱・任命を行うものである（委員の委嘱・任命は単年度ごとに行っている）。 <p>【参考 主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年11月、「やまなし教員等育成指標」にかかる検討。 ○ 平成29年11月、教員育成指標に基づく「研修計画」にかかる検討。 ○ 令和元年11月、「やまなし教員等育成指標」の一部改訂にかかる検討。
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置目的 <ul style="list-style-type: none"> 教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員養成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整するため、教育公務員特例法第22条の5第1項に基づき設置する。 2 委員数 <ul style="list-style-type: none"> 10名（別紙名簿） 3 委員の要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指標を策定する任命権者 (2) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者 (3) その他当該任命権者が必要と認める者 4 委員の職務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育公務員特例法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定及び変更に関する協議 (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関する協議 (3) その他校長及び教員の養成、採用及び研修に関して必要な事項に関する協議 5 委員の委嘱及び第1回協議会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日時 令和4年7月14日（木）午後3時～（予定） (2) 会場 山梨県庁防災新館3階 教育委員会室

議案第 18 号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正に伴い、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁生涯学習課

題名	山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正に伴い、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年3月31日をもって都留市に所在する県立男女共同参画推進センターの施設を閉館し、同市内に新たな男女共同参画活動拠点を立ち上げ、県立男女共同参画推進センターとする。新たな県立男女共同参画推進センターは、事務室の他、団体連絡室、交流室、託児ルーム、相談室で構成し、これらは引き続き利用料金を無料とする。 ○ このため、令和4年6月議会において、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例のうち、都留市に所在するセンターの利用料金限度額を定める表を削除する改正を行った。 ○ 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の第3条に、条例改正で削除された表に係る減免の記載があるため、削除する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>条例改正に伴い、都留市に所在する県立男女共同参画推進センターのレクリエーション室の減免に係る内容を削除する。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則新旧対照表

新

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者がレクリエーション室を利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は条例別表
レクリエーション室の項に定める額の全額とする。

旧

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者がレクリエーション室を利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は条例別表第一号の表レクリエーション室の項及び別表第三号の表レクリエーション室の項に定める額の全額とする。

議案第 19 号

指定管理者選定委員会委員の選定について（県立青少年センター）

資料別途配付

(令和4年6月22日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名	令和4年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>令和4年4月13日 定例教育委員会において、令和4年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定</p> <p>令和4年4月26日 第1回山梨県教科用図書選定審議会をオンラインにより開催</p> <p>令和4年5月24日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催</p> <p>令和4年5月27日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※令和4年度採択替えの対象となる教科用図書は、特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」</p>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p>諮問第一項 令和4年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、昨年度の採択基準を踏襲して、内容3項目と形式2項目を設定した。 <p>諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。 <p>諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について 特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合 ・昨年度を踏襲し、特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。 2 採択の公正確保について ・昨年度を踏襲し、指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。 <p>諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和5年度使用教科用図書の採択について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度を踏襲し、県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。 <p>○ 今後の採択について</p> <p>市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる8月31日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択を行う。</p> <p>なお、小・中学校用教科書については、令和4年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならない。</p>

第1回少人数教育推進検討委員会の概要

1 報告事項

「令和2年度検討委員会報告書」の内容の振り返りとその後の県の取り組み（1・2年生への導入、広報）について、事務局から説明

2 議題

(1) 令和4年度検討委員会の論点について

以下の2つの論点を第2回以降の会議で取り扱うことについて、了承

- ・小3以降の少人数教育の方向性
- ・アクティブクラスの取り扱い

(2) 25人学級導入の効果等の検証について

- ・大学の専門家等による助言を受け、非認知能力の側面と学力面に関する調査結果の分析を進めることを確認
- ・令和2年度から実施している調査の結果の一部を速報として紹介

○委員からの主な発言

- ・少人数学級はきめ細かな指導が可能。3年生以降に導入して欲しい。
- ・アクティブクラスについて午後も加配が欲しいとの現場の声がある。
- ・教員の負担軽減や働き方といった側面からも考える必要がある。 など